

議第179号

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和元年 9月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定に基づき、令和元年度において県の行う次の建設事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額
補助林道事業	長浜市	250,000 ^円
	米原市	2,525,000
	計	2,775,000
県営農道整備事業	彦根市	14,830,000
	計	14,830,000
県営みずすまし事業	東近江市	3,300,000
	計	3,300,000
県営農村振興総合整備事業	長浜市	11,640,000
	計	11,640,000
県営農村地域再生可能エネルギー施設整備事業	長浜市	1,000,000
	計	1,000,000
県営農地防災事業	近江八幡市	7,790,000
	高島市	4,937,000
	計	12,727,000
単独道路改築事業	大津市	59,109,800
	彦根市	8,450,000
	長浜市	44,074,500
	近江八幡市	15,450,000
	草津市	11,200,000

議第179号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

事業名	関係市町名	負担すべき金額
	守山市	17,238,600 ^円
	栗東市	10,300,000
	甲賀市	17,400,000
	野洲市	26,553,200
	湖南市	2,600,000
	高島市	19,230,000
	東近江市	12,112,500
	米原市	17,925,000
	日野町	6,600,000
	竜王町	1,400,000
	愛荘町	8,175,000
	豊郷町	3,150,000
	甲良町	120,000
	多賀町	5,550,000
	計	286,638,600
補助急傾斜地崩壊対策事業	大津市	11,450,000
	彦根市	650,000
	長浜市	13,200,000
	近江八幡市	11,900,000
	米原市	6,200,000
	多賀町	4,550,000
		計
補助急傾斜地総合流域防災事業	長浜市	4,520,000
	甲賀市	11,126,300
	東近江市	8,900,000
	米原市	400,000
	多賀町	1,500,000
		計
補助都市計画街路事業	大津市	49,500,000
	彦根市	221,652,666
	守山市	115,894,800
	栗東市	34,576,200
	東近江市	25,344,000
		計

事業名	関係市町名	負担すべき金額
単独都市計画街路事業	大津市	2,100,000 ^円
	彦根市	10,950,000
	守山市	4,295,100
	栗東市	4,704,900
	甲賀市	1,500,000
	東近江市	4,800,000
	計	28,350,000

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。